

○ 献血時の英国及びフランス滞在者に係る措置の考え方

1. 患者の滞在時1990年が確認されたが、当該時期の英国は次の措置（96年）が執られる以前であり、現在よりもvCJDリスクは高かった可能性はある。
 - ① 英国での頭肉の販売禁止等の特定危険部位の規制強化措置（1996年3月）
 - ② 英国での肉骨粉販売規制強化（1996年3月）及び所持の禁止（8月）
※ 1996年以降は英国のBSE発生頭数は減少をたどる。
2. 仏国もBSE発生国であり、96年以前は比較的风险が高い可能性がある。
 - ① 仏国の特定危険部位除去は96年6月
 - ② 仏国のBSE駆除計画は96年12月から実施
 - ③ 英国産牛肉の輸出禁止（96年）※ 仏国は96年まで英国輸出牛肉の50%を購入
3. したがって、96年までの仏国滞在者に対しては英国と同様滞在1日以上規制を上乗せする。
4. 96年以降でも、vCJDのリスクがなくなった訳ではなく、現行6ヶ月の規制を継続。
5. 他のvCJD発生国（アイルランド、イタリア）については、目下1人であり、発生数経過をみて追加措置を考慮する。
6. 今後のvCJD拡大が供給に及ぼす量的な影響及び献血者に与える不安が大きい

○ 欧州滞在者の滞在時期の制限の変更についての考え方

1. 今後のvCJD感染拡大時でも、血液製剤の供給を確保するための方策として、各国のリスクを踏まえて、滞在歴の制限に係る滞在時期を各国がBSE対策として完結した時期までとする。
2. EU加盟国については次の理由により、2005年以降のEU滞在者については、献血時の制限を設けない。
 - ① 2002年3月にEUの動物性飼料の使用禁止完全施行。
 - ② 現在は各国でのと畜検査が実施され、EU域内滞在者の全般的リスクが減少
 - ③ 2004年10月以降は未検査月齢牛でも動物性飼料禁止後生まれとなる。（2002年3月＋2歳半（30月齢）以上のウシ検査体制の施行による。）

英国等での主なBSEの規制等の動向

時 期	事 項
1989年8月	フランスでの英国産肉骨粉の輸入禁止
1989年11月	英国での特定危険部位の流通禁止
1989年12月	英国での肉骨粉使用禁止命令
1990年3月	英国からの臓物輸出禁止
1992年	英国のBSE発生頭数のピーク
1994年7月	英国での特定危険部位流通禁止の回腸・胸腺へ拡大
1996年3月	英国でのvCJDとBSEの関係声明
1996年3月	欧州委員会 英国産の牛肉等の輸出禁止
1996年3月	英国での肉骨粉等の全面的な使用禁止
1996年3月	英国での牛頭部に関して特定危険部位に指定
1996年6月	フランスでの特定危険部位の除去・廃棄実施
1996年8月	英国の畜産農家での肉骨粉の所持禁止
1996年12月	フランスのBSE駆除計画
1997年1月	フランスでの肉骨粉の製造禁止
2000年6月	欧州全域での特定危険部位流通禁止
2000年	英国でのvCJD発生傾向のピーク
2000年12月	欧州全域での肉骨粉使用禁止暫定措置
2002年3月	欧州での動物性飼料使用全面禁止の実施